

山梨県公報

号外第五十一号

平成十六年

十月二十二日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………四

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十六年十月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
海野としひこ後援会笛山会	伊藤 三 郎	海野 み や 子	東八代郡石和町市部四七七 四	平成十六年 九月十四日	平成十六年 九月十四日
土橋かずえ後援会	佐野 は な 江	上 矢 瑛 子	東山梨郡春日居町熊野堂五七二 一	平成十六年 九月十九日	平成十六年 九月二十七日
斉藤哲夫を支援する哲会	斉藤 祥 治	名 取 悟	南アルプス市沢登七 一 四	平成十六年 九月二十五日	平成十六年 九月二十七日
石原泰明後援会	篠原 知 良	飯 田 三 郎	東八代郡八代町北一八四三 三	平成十六年 九月三十日	平成十六年 九月三十日
元気会	清水 善 治	小池 逸 樹	南アルプス市小笠原一七七 七	平成十六年 九月二十七日	平成十六年 十月一日

豊友会	小林 義博	長澤 眞儀	南アルプス市桃園七六三	平成十六年 九月二十七日	平成十六年 十月一日
浩友会	西野 浩蔵	西野 尚	南アルプス市榎原七二〇 一一	平成十六年 十月一日	平成十六年 十月四日
日本商工連盟甲府地区	飯島 正二郎	渡辺 恭史	甲府市相生二 二 一七	平成十六年 十月一日	平成十六年 十月四日
秋山武彦後援会	清水 喜代秀	中沢 金吾	南アルプス市百々二四三二	平成十六年 十月三日	平成十六年 十月四日
「内池とらお」後援会	保坂 龍二	宮田 隆正	南アルプス市和泉二二一	平成十六年 九月三十日	平成十六年 十月六日
風間よしみ後援会	飯田 新一	田中 政治	東八代郡八代町北一〇九三	平成十六年 十月六日	平成十六年 十月六日
中村よしつぐ後援会	梶 竜男	梶 正夫	東八代郡一宮町新巻五〇五	平成十六年 十月八日	平成十六年 十月八日
笛吹の風	志村 富男	渡辺 美脩	東八代郡御坂町尾山七四三	平成十六年 十月八日	平成十六年 十月八日
竜沢あつし後援会	相澤 直樹	斉藤 智雄	笛吹市境川町前間田五八 二	平成十六年 十月十三日	平成十六年 十月十三日
日本共産党かめやま和子後援会	星合 弘三郎	名取 春雄	笛吹市石和町広瀬七七九	平成十六年 十月八日	平成十六年 十月十四日
日本共産党渡辺まさひで後援会	望月 正一	久保 貴宣	笛吹市八代町南八八〇 一	平成十六年 十月八日	平成十六年 十月十四日
勇友会	金丸 勝己	斉藤 敏江	南アルプス市沢登四一九 二	平成十六年 十月十八日	平成十六年 十月十八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	祥風会	千野 健			平成十六年 十月一日	平成十六年 十月六日
旧	山本富貴を支援する山富会後援会	松野 達雄	樋口 公子		平成十六年 十月七日	平成十六年 十月七日
新	山崎光世を支援する「山友会」	清水 繁	山本 武志		平成十六年 十月七日	平成十六年 十月七日

旧	新	旧
内藤武寛後援会	内藤武寛後援会（清武会）	山下進
丹沢幹男	小山一昭	
十月十四日	平成十六年 十月十二日	平成十六年 十月十二日
十月十四日		平成十六年 十月十四日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
石川珠美を支援する友珠会	中込好文	石川武敏	南アルプス市寺部一九三〇	平成十六年 九月二十六日	平成十六年 十月四日
一山会	高野数雄	橋田金範	東八代郡境川村大黒坂一〇七〇	平成十六年 十月一日	平成十六年 十月四日
山梨県こにし恵一郎薬剤師 後援会	赤岡利行	内藤貴夫	甲府市富士見一 二一四	平成十六年 九月三十日	平成十六年 十月七日
自由民主党山梨県東八代郡 第二支部	中村正則	鶴田幸男	東八代郡八代町岡二五一	平成十六年 十月六日	平成十六年 十月七日
明山会	深沢恵次	野澤昭男	笛吹市一宮町東原六九七	平成十六年 十月十日	平成十六年 十月十二日

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和四十九年山梨県選挙管理委員会告示第十七号、昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号、昭和五十五年山梨県選挙管理委員会告示第一号、平成三年山梨県選挙管理委員会告示第十六号、平成八年山梨県選挙管理委員会告示第二号、平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のとおり改正し、平成十六年十一月一日から適用する。

平成十六年十月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正）

表中「北巨摩郡須玉町藤田七七三」を「北杜市須玉町藤田七七三」に、「長坂町大八田三、九五〇」を、「長坂町大八田三九五四番地」に改める。

（昭和四十九年山梨県選挙管理委員会告示第十七号の一部改正）

表中「北巨摩郡長坂町小荒間一、二九三番地」を「北杜市長坂町小荒間一二九三番地」に改める。

（昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号の一部改正）

表中「北巨摩郡明野村上手五二〇番地」を「北杜市明野町上手五二〇番地」に改める。

（昭和五十五年山梨県選挙管理委員会告示第一号の一部改正）

表中「北巨摩郡須玉町比志六四六五番地の三」を「北杜市須玉町比志六四六五番地の三」に改める。

（平成三年山梨県選挙管理委員会告示第十六号の一部改正）

表中「北巨摩郡長坂町沢沢九〇七番地」を「北杜市長坂町沢沢九〇七番地」に改める。

（平成八年山梨県選挙管理委員会告示第二号の一部改正）

表中「北巨摩郡須玉町藤田七七七番地」を「北杜市須玉町藤田七七七番地」に改める。

（平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第二十一号の一部改正）

表中「北巨摩郡高根町箕輪二二七〇番地一」を「北杜市高根町箕輪二二七〇番地一」

に改める。
(平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第二十八号の一部改正)
表中「北巨摩郡武川村柳沢七四〇番地一」を「北杜市武川町柳沢七四〇番地一」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成十六年十月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

名 称	所 在 地	指定選挙管理委員会
笛吹市あぐり情報ステーション	笛吹市春日居町寺本一五五番地一	笛吹市選挙管理委員会